

各浄水場含水汚泥処分委託仕様書

1. 含水汚泥処分内容

含水汚泥を適正に処分する業務である。

※収集・運搬作業は含まない。

2. 含水汚泥仕様

含水汚泥とは緩速ろ過池で使用される緩速ろ過砂で、比重が $2.6\text{t}/\text{m}^3$ (品質規定 $2.57\text{t}/\text{m}^3$ ～ $2.67\text{t}/\text{m}^3$)程度のものをいう。

※鋤取り後の乾燥作業等を行わない。

3. 年間予定数量及び各浄水場ごとの予定搬入回数

長穂浄水場	搬入回数	9回	搬入量	80 t
柏原浄水場	搬入回数	10回	搬入量	30 t
須々万浄水場	搬入回数	6回	搬入量	15 t
須万市浄水場	搬入回数	6回	搬入量	5 t
計		31回		130 t

4. 搬出予定期間

契約日から令和9年3月31日まで（令和8年度分）

5. 請求額

請求額は含水汚泥1tあたりの処分にかかる費用(円/t)にて表記すること。

※税抜、税込の表記を明確にすること。

6. その他

含水汚泥の管理は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)で行う。

※産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、発注者の負担とする。